

## 令和8年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和8年5月28日瑞穂町教育委員会第5回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 白石 渚 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君  
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 田中 慎吾 君・図書館長 橋本 正志 君  
庶務係長（事務局） 堂垣 祐介 君

1 本日の傍聴者 1人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第17号 瑞穂町立学校副校長補佐配置要綱

日程第4	議案第18号	瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
日程第5	議案第19号	「令和8年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について
日程第6	議案第20号	瑞穂町社会教育委員の委嘱について
日程第7	議案第21号	瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
日程第8	議案第22号	令和8年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第9	報告事項1	臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名です。定足数に達していますので、これより令和8年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、1番、日野委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告を終了いたします。

日程第3、議案第17号、瑞穂町立学校副校長補佐配置要綱を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第17号については、町立小・中学校の副校長の業務負担軽減を図る副校長補佐を配置するため、瑞穂町立学校副校長補佐配置要綱を制定するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 説明いたします。議案第17号については、副校長補佐を配置するために要綱を制定するものです。1枚おめくりください。主な内容を説明いたします。第1条は、副校長補佐の配置目的について定めます。第2条は、副校長補佐の身分等について定めます。副校長補佐は会計年度任用職員であるため、身分については地方公務員法を、任用及び勤務条件等は町例規の定めによることとし、加えて、個人情報の取扱いについても、個人情報の保護に関する法令及び町例規に従い取り扱うことを明記することで、法令等と常に整合性を保つ形とします。第3条は、副校長補佐の職務について定めます。第4条は、副校長補佐の任用の選考、第5条及び第6条は、副校長補佐の配置、第7条は、副校長補佐の勤務日等について、その権限に関する事務を教育長に委任します。第8条は、事務担当課について定めます。第9条は、要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとします。附則として、告示の日から施行することを定めます。なお、議案22号では、学校マネジメント強化事業補助金という科目名称表記いたします。以上、説明とさせていただきます。

大井教育長 これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

関谷委員 今の副校長補佐についてですが、従前はスクールサポーターという立場で学校に配置されてる方がいらっしやっただと思うんですが、どこがどう違うのか教えてください。

教育指導課長 お答えします。各校に従前から配置しているスクールサポートスタッフにつきましては、全校に配置しておりまして、主に教員の授業の準備等の補助といった形になりますので、教員の教材準備等になります。一方、今回提案させていただいた副校長補佐につきましては、副校長の業務を主に補佐をしていく役割となっております。

関谷委員 かつて「教頭」と言われていた時代の教頭の職務内容と今の副校長の職務内容でどれがどの程度増えてきているのか。

教育指導課長 お答えします。一番見える形としては、教員の出張の命令については従前は校長が行っていましたが、副校長となってからは、副校長が教員の出張命令を出すようになっていきます。また休暇の管理も業務のひとつ

になっていますので、それを踏まえて、東京都の方でもこちらの補佐について定めてきたという経緯がございます。

村上委員 この副校長補佐に関しては、資格要件みたいなことはあるのでしょうか。

教育指導課長 お答えします。資格要件につきましては、基本的には学校の教育に携わった者ということになっていますが、幅は広がっております。1つは、学校の事務の経験者、または管理職を経験した者、または補助員等を長期にわたって行っていた者となっています。東京都の資料の中には、一般企業で主に経理等を担当した者とありますので、かなり幅広く学校に参画できる方を募集している形になります。

大井教育長 それでは、ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第18号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令を議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 説明いたします。議案第18号については、在宅勤務等の項目が追加されること、生理休暇の名称が健康管理休暇に変更されること及び傷病欠勤が廃止されることに伴い、規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長 説明いたします。議案第18号については、学校に勤務する教職員の出勤簿の表示を規定するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。主な改正箇所を説明いたします。別表2項を3項に繰り下げ、新たな2項に在宅勤務等を規定するとともに、在宅勤務等を意味する「在宅」の表示を追加します。次に、別表21項を22項に繰り下げ、同項の生理休暇を健康管理休暇に改め、「生休」の表示を「健休」に改めます。合わせて、別表47項の傷病欠勤を削ります。附則として、この訓令は発令の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものです。以上、説明とさせていただきます。

大井教育長 これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

(「質問なし」の声)

大井教育長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第18号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第19号、「令和8年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点

検及び評価」に伴う有識者の委嘱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第19号につきましては、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中洋一、濱野裕美、浜中謙介。住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和8年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和7年度対象事業分）作成までです。以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

（「質問なし」の声）

大井教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件ですので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第20号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第20号については、瑞穂町社会教育委員の任期が満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本

案を提出するものです。

氏名、井上祐輔、住所及び生年月日は、記載のとおりです。任期は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までです。以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

(「質問なし」の声)

大井教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件ですので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第21号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第21号については、瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じたため、瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により、次の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、藤森慎一、森田正男、住所、生年月日等は記載のとおりです。任期は令和8年6月1日から令和9年6月30日までです。以上、提案理由の説明とします。

大井教育長

これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

(「質問なし」の声)

大井教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。  
人事案件ですので、討論を省略いたします。  
それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。  
日程第8、議案第22号、令和8年度一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。  
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第22号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和8年度一般会計補正予算(第2号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細をご説明いたします。議案書を1枚おめくりください。まず、歳入です。学校マネジメント強化事業補助金は、当該補助金が内定されたことによる追加です。つづきまして、歳出です。ナンバー1から3、職員手当等、共済費及び会計年度任用職員報酬は、学校マネジメント強化事業の補助金採択に伴い、一小、四小及び瑞中に副校長補佐を追加配置するため、それぞれ増額するものです。なお、ナンバー1及び2の主管課の欄に「総務課」とありますのは、総務課にて一括して会計年度任用職員の職員手当等、共済費の事務処理を行っていることから記載しています。以上、提案理由の説明いたします。

大井教育長

これより質疑にはいります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 備考欄に一小、四小、瑞中に副校長補佐を置くということになっていますが、今この学校以外でも副校長補佐が必要な学校があるのかなというふうに感じています。どの学校にも置けるように配慮していただきたいですが、今は3校に限定されていますけれども、今後増えた時には予算化できるのか。補助金を使っているわけですから、補助金をいただければなかなか置くのが難しいということなのか。その辺の説明をお願いします。

教育指導課長 お答えします。まずこちらの3校に配置した理由に繋がるところでございしますが、特別支援学級固定級を設置している学校で、副校長の業務が煩雑なところもあり、3月の段階から東京都と交渉してつけたところでございます。他の学校からも要望はございます。ただ、東京都の要件のなかに、学級数の要件もありまして、今までは瑞穂町はその要件に該当はしなかったところなんですけど、令和8年度からは、学級数に関係なくつけることも可能というふうに条件が緩和されていた中で、比較的特別支援学級固定級もあり、煩雑な業務がある学校に配置するところでございます。

また、こちらに書かれている瑞穂中学校は、森田校長先生から令和7年度のヒアリングの際につけてほしいという要望を積極的にいただいたところなんです。それで、教育指導課としましてもアンテナを張っていて、要件に当てはまったところで、まず第1優先に瑞穂中学校は自ら希望しているわけですから、配置ということになりました。あと、複数校配置することができるだろうということで、固定学級につけたところなんです。なお、他の学校の要求もあるということを知っていますので、令和9年度に向けては、副校長補佐をつける予定も考えていると学校に言っています。一番事業で大変なことは人材を確保することですので、予算枠を取っていても人が見つからなかったということを守るために、こちらに書かれていない学校につきまして、各校長に令和9年度になった時には配置できるような準備をしておいてほしいということを伝えております。以上、説明とさせていただきます。

村上委員 ということは、もうすでにこの3校に関しては、人材の確保がなんとかなっているということでしょうか。

教育指導課長 お答えします。確保しております。

大井教育長 それでは、ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第22号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第9、報告事項1、臨時代理の報告について、令和7年度一般会計補正予算(第12号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長 説明いたします。報告事項1につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。令和7年度一般会計補正予算(第12号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められましたので、異議がない旨、同意したものでございます。なお、本補正予算は令和8年3月31日専決処分されてございます。

詳細について、ご説明いたします。2枚おめくりください。歳入、歳出それぞれ1件、合計2件でございます。まず歳入です。区域外就学者給食費就学援助費は、他市町村に在住の町立学校在籍者の給食費に対する歳入です。つづきまして、歳出です。高等学校等入学時奨学金は、1人60,000円で40人を見込んでいましたが、28人の申請中20人が該当し、不要となる20人分の奨学金を減額したものでございます。以上で説明を終わります。

大井教育長           何かご質問はございますでしょうか。

（「質問なし」の声）

大井教育長           ご質問もないようですので、委員には、さようご了承願います。  
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和8年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会      午前9時24分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員